

いじめ防止対策基本方針

府中市立府中第八小学校
校 長 決 定

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること（いじめ防止対策推進法第一条）そして、いじめがどの子にもまた、どの学級にも起こりうることを深く認識し、いじめ防止対策推進法第十三条に基づき、本校の実態に応じ、本校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を以下に定めるものとする。

1 いじめの定義

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法（以下推進法という。）第二条にもとづく。すなわち、「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本理念

いじめが、当該児童に重大な危険を生じさせること、また、どの児童にも起こりえる全ての児童等に関係する行為であることの認識を深め、いじめ防止等のための対策を推進する。この推進に当たっては、本校のすべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身におよぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨とし、地域住民、保護者その他関係諸機関との連携の下で行われなければならない。

3 学校の責務

本校は、上記2の基本理念の下に、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

4 本校のいじめ防止対策基本施策（本校のいじめ防止等に関する取組）

本校は、いじめ防止対策推進法第十三条にもとづき、以下のように、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

(ア) いじめの未然防止に関すること

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえて、本校の人権教育や道徳教育の年間計画及び各教科の年間指導計画にそって、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。(いじめ防止対策推進法(以下、「法」という)第十五条関連)
 - ・週1回の道徳の授業を確実に実施し、善悪の判断を養い、人権尊重の精神を高める。
 - ・朝の会・帰りの会を活用した心を耕す講話を実施する。
 - ・いじめに関する授業を実施し(最低年3回)、いじめを許さない集団を育てる。
 - ・問題を抱えた児童への積極的な働きかけ
 - ・児童会による主体的な取り組み(いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等)
 - ・法教育の実施
- ② 児童及びその保護者並びに本校教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。(法第十五条2 関連)
 - ・職員会議、研修会等で、いじめ防止の重要性等について教職員の意識を高揚させる。
 - ・全校朝会や学級指導等で、いじめ防止の重要性等について児童の意識を高揚させる。
 - ・学校説明会、学校だより、HP等を通して、いじめ防止の重要性等について保護者・地域住民の意識を高揚させる(スクールカウンセラーの保護者への紹介)。

(イ) いじめの早期発見のための措置

- ① いじめを早急に発見するため、本校に在籍する児童に対する各学期1回の調査その他の必要な措置を講ずる。(法第十六条関連)
 - ・アンケート調査期間は、6月・11月・2月のふれあい月間時とする。
 - ・校内巡回による児童の観察(全教職員)。
 - ・「いじめチェックシート」の活用によるいじめの把握。
- ② 本校に在籍する児童及びその保護者並びに本校の教職員がいじめに係る相談を行うことのできる体制を整備する。(法第十六条2 関連)
 - ・児童に対する面接の実施(年1回以上)。
 - ・スクールカウンセラーによる5学年全員の面接の実施。
 - ・学童クラブ・放課後子ども教室等との連携。
 - ・児童、保護者からの相談については、学級担任が窓口になり、学年主任・生活指導主任及び校長に連絡する。
 - ・学年内で解決できる事案については、学年会等で対応策を講じ対処する。その過程及び結果については、生活指導主任及び校長に随時報告・相談する。
 - ・深刻ないじめについては、校長が招集するいじめ防止対策委員会(運営委員会・担任・特別支援コーディネーター及び必要に応じてスクールカウンセラー)で、対抗策を講じ、対処する(学校サポートチーム)。
 - ・相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるように配慮する。

(ウ) いじめの防止等のための教職員の研修及び資質の向上（法第十八条関連）

本校は、教職員のいじめの防止等のための対策に関する研修を年3回実施する。

(エ) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

(法第十九条関連)

- ① 本校は、在籍する児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名姓その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるように、セーフティ教室等で児童・保護者に対し、必要な啓発活動を行う。

(法第十九条3関連)

- ② 本校は、インターネットを通じて行われた場合において、いじめを受けた児童又はその保護者がいじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求める。

(オ) いじめ防止の対策のための組織

- ① 本校は、学校におけるいじめの防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会を置く。（法第二十二条関連）

・いじめ対策委員会の構成員は、運営委員に担任、特別支援コーディネーター及びスクールカウンセラー等を加えた構成員とする。また校長は、必要に応じて他の構成員を加えることができる。

(カ) いじめに対する措置

- ① 本校は、在籍する児童の保護者等から通報を受けたときその他本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

（法第二十三条2関連）

- ② 本校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、本校のいじめ対策委員や専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

（法第二十三条3関連）

- ③ 本校は、必要があると認めたときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童その他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

（法第二十三条4関連）

- ④ 本校は、いじめに係る支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置

を講ずる。(法第二十三条 5 関連)

- ⑤ 本校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは府中警察署と連携してこれに対処するものとし、本校に在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに府中警察署に通報し、適切に、援助を求める。(法第二十三条 6 関連)

(キ) 校長及び教員による懲戒

- ① 校長及び教員は、本校に在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。(法第二十五条関連)

(ク) 重大事態への対応

- ① 本校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会と協議し、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(法第二十八条関連)

ア いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 本校が前項に規定する調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

- ・ 被害者の保護・ケア及び加害者とその保護者に対するケア。
- ・ 家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア。
- ・ 別室での学習の実施。
- ・ 警察や児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携。
- ・ 東京都教育委員会のいじめ等の問題解決支援チームの活用。

(ケ) 学校の評価

- ① 本校は、学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策に取り組むに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。(法第三十四条関連)

平成 26 年 9 月施行
令和 2 年 4 月改訂